様式５４

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 合　議 | 担　当 |
|  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　（宛先）

　大津市長

協議者（建築主）住　所

氏　名

（連絡先）

 都市計画法施行規則第６０条協議確認申請書

都市計画法の規定に適合する建築物等であることについて、別紙図書を添えて次のとおり協議確認をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 1.建築しようとする土地の所在及び面積 | 所　在　大津市 |
| 面　積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 2.開発行為の規模及び内容 | ①法第29条第1項第3号から第10号までに該当　　□該当（第　　号）　・　□非該当②区画及び質の変更　　□無し（既存建築物と同一敷地である）　・　□有り③形の変更　盛土のみにより生じる崖面　　□無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ）切土のみにより生じる崖面　　□無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ）　盛土及び切土で生じる崖面　　□無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ）上記以外で崖面を生じない盛土□無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ）　盛土及び切土の面積　　□５００㎡以下　・　□５００㎡超 |
| 3. 計画建築物の用途及び規模等 | 用　　途： 　　　　　　　　　構　　造：　　造　　階建建築面積：　　　　　　㎡ 　　延床面積： ㎡ |
| 4. 協議代理人（※該当の場合のみ記載） | 住　所氏　名連絡先 |

　上記内容については、建築確認申請の内容と相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(署　名)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※建築主又は代理人が署名

**市記入欄**

上記建築物については、都市計画法に適合する建築物であることを確認しました。

開発調整課確認

（適合条項）　法第29条第1項又は第2項　の許可不要

（その他）　・計画を変更される場合は、再度協議して下さい。

　　　　　　・協議確認書の有効期限は、発行日から1年間とします。

　　　　　　・既存擁壁については、安全性を保証するものではありません。

適切な管理に努めてください。

　　　　　　・宅地造成及び特定盛土等規制法の許可　（□要　　□不要）

　年　　月　　日　　大津市都市計画部開発調整課長

本協議確認書の取扱いについて

①**建築確認済証の交付を受けようとする時**に建築主から都市計画法の規定に適合しているかの確認を求められた場合に用いる。

②当該協議確認書の対象は、次に該当する建築計画とする。

　ア）市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建

築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画

　イ）都市計画法第29条第1項第3号及び政令第21条に規定する公益上必要な建築物の建築計画

　ウ）都市計画法第29条第1項第4号から第10号に規定する開発行為の目的となる建築物の建築計画

③当該協議確認に必要な図書は次のとおりとする。

　ア）位置図

□当該地を赤枠で囲み、黄着色すること

　イ）公図、全部事項証明書（写し又はインターネット資料も可）

□当該地を赤枠で囲み、黄着色すること

　ウ）建築確認計画概要書

　　　□最新の既存建築物のものを添付すること

　エ）現況写真

　　　□建築敷地の状況が分かるものを添付すること。

□建築敷地の区域を赤線にて明示すること。

オ）現況平面図（地盤の改変が全くない場合は省略可）

□現況高さを表示すること

　カ）造成計画平面図

□盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色すること

□現況と計画線を重ね合わせた図とすること（現況高及び計画高も表示すること）

□既存建築物及び予定建築物を表示すること

□断面線を表示すること（表書き「2.開発行為の規模及び内容③」に該当する箇所）

　キ）造成計画断面図

□盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色すること

□現況と計画線を重ね合わせた図とすること（現況高及び計画高も表示すること）

□既存建築物及び予定建築物を表示すること

□表書き「2.開発行為の規模及び内容③」に該当する断面図を図示すること

　ク）敷地求積図

　ケ）建築図面（平面図、立面図、面積表）

　コ）都市計画法第29条第1項第3号から第10号に該当する開発行為であること示す書類（該当する

建築計画の場合に限る）

　サ）その他必要と認められるもの

　　　□「ウ）建築確認計画概要書」の面積と「ク）敷地求積図」の面積が異なる場合には、その理由

書を添付すること

　　　□本建築計画において見え高さが１ｍを超える既存擁壁に影響を及ぼす造成行為を行う場合は、当該既存擁壁の写真及び安全性を示す書類を添付すること

④適用

　　令和７年４月１日から適用する。

⑤（参考）建築基準法施行令　建築基準関係規定

第九条　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項

において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含

む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の

規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～十一　（略）

十二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九号第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第

四十一条第二項、（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三

条第一項並びに第五十三条第一項（都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用

する場合を含む。）並びに都市計画法第五十三条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三～十六　（略）